

がん等の病気で妊よう性温存のための治療を受ける皆さんへ

妊よう性温存治療（温存後生殖補助医療を含む）費助成を申請する場合、国制度（県知事あて申請）と、県独自制度（市町長あて申請）と、どちらの申請に当てはまるか、①～③により確認をお願いします。

① あなたが妊よう性温存治療を受けている医療機関は、どこですか。

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック
沼津市	岩端医院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
御殿場市	共立産婦人科医院

市長あて申請
(県独自制度)

静岡市	俵 IVF クリニック、静岡県立総合病院
浜松市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隸浜松病院、 アクトタワークリニック
沼津市	いながきレディースクリニック

↓

② 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・ 提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・ 個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮されます。
- ・ 患者アプリ（アプリ名：3H P-Guardian）の登録が必要です。

→同意しない

市長あて申請
(県独自制度)

↓ 同意する

③ 妊よう性温存治療は、何ですか。

<ul style="list-style-type: none">・ 卵子凍結（20万円以下）・ 胚凍結（35万円以下）・ 上記以外<ul style="list-style-type: none">・ 卵巣組織凍結（組織再移植を含む）・ 精子凍結・ 精巣内精子採取凍結・ 温存後生殖補助医療	<ul style="list-style-type: none">・ 卵子凍結（20万円超）・ 胚凍結（35万円超）
--	--

↓

県知事あて申請
(国制度)

↓

県知事あて申請
(国制度)

+

市長あて申請
(県独自制度)